RJプレス
リーガルジョイントプレス
http://www.fukuokaroumu.com

VOL. 118
2026年11月号

労務ジャパン株式会社 TEL092-734-2353 | 福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300
〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8

【すこやか歳時記】
霜月の候

実り豊かな収穫期を迎えて、心穏やかに過ごしやすい頃。次のステップへのご準備も。

今月の主な歳時記としては11月3日が「文化の日」で、7日は「立冬」、15日は「七五三」、23日は「勤労感謝の日」となっています。「文化の日」は日本国憲法が公布された日で、「自由と平和を愛し、文化をすすめる」日とされています。「立冬」は二十四節気の一つで暦の上では冬の始まりです。「七五三」は子どもたちの健やかな成長を願う伝統的な人生儀礼で、今年はちょうど日曜日にあたります。そして「勤労感謝の日」は「勤労をたっとび、生産を祝い、国民がたがいに感謝しあう」日とされています。本格的な冬が訪れる前の実り豊かな季節に、旬の味わいや歴史文化を感じながら心穏やかに過ごしやすい時期です。しかし、今年もあと2ヵ月。新年への備えもぜひお早めに。

届いたら要対応！

協会けんぽ 今年も「被扶養者資格の再確認」を実施

提出期限は12月11日（金）

協会けんぽは、2026年10月下旬から11月中旬にかけて、事業所宛てに「被扶養者状況リスト」を順次郵送し、被扶養者資格の再確認を実施します。今年度は、扶養から外れる可能性が高い次のいずれかに当てはまる被扶養者に対象を絞っています。

① 他の健康保険と資格が重複している可能性が高い人
② 同居が要件となる続柄で、別居している可能性が高い人
③ 2025年中の収入が130万円（60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満で配偶者以外は150万円）以上の可能性が高い人

対象者がいない事業所にはリストは送られません。
リストが届いた事業所は、被保険者に要件を満たしているか確認し、結果を記入して提出します。扶養解除となる人がいない場合も提出が必要です。

日々是好日カレンダー

11月 NOVEMBER 霜月・神楽月・霜降月・雪待月

1	日	・国民年金制度推進月間 ・職業能力開発促進月間　・生命保険の日
2	月	・レントゲン週間（～8日） ・キッチン・バスの日　・習字の日
3	火	・文化の日　・いいお産の日　・文具の日 ・レコードの日　・調味料の日
4	水	・ユネスコ憲章記念日 ・消費者センター開設記念日
5	木	・世界津波の日 ・日本ブラジル修好記念日 ・雑誌広告の日　・いいリンゴの日
6	金	・年金週間（～12日）　・お見合い記念日 ・アパート記念日
7	土	・立冬　・鍋の日　・知恵の日 ・国産品認識週間（～13日）
8	日	・世界都市計画の日　・レントゲンの日 ・いい歯の日　・刃物の日
9	月	・119番の日 ・秋の全国火災予防運動（～15日） ・太陽暦採用記念日
10	火	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11	水	・介護の日　・公共建築の日 ・配線器具の日　・電池の日　・麺の日
12	木	・女性に対する暴力をなくす運動（～25日） ・皮膚の日　・洋服記念日
13	金	・いいヒザの日　・うるしの日
14	土	・世界糖尿病デー ・アンチエイジングの日　・いい石の日 ・パチンコの日
15	日	・七五三　・いい遺言の日 ・生コンクリート記念日　・かまぼこの日
16	月	・国際寛容デー　・幼稚園記念日 ・録音文化の日　・自然薯の日
17	火	・肺がん撲滅デー　・将棋の日 ・レンコンの日　・ドラフト記念日
18	水	・土木の日　・もりとふるさとの日 ・音楽著作権の日　・雪見だいふくの日
19	木	・世界トイレの日　・農協記念日 ・鉄道電化の日
20	金	・世界こどもの日　・産業教育記念日 ・いい干物の日　・ピザの日
21	土	・世界テレビデー ・インターネット記念日 ・フライドチキンの日
22	日	・小雪　・いい夫婦の日　・大工さんの日 ・ボタンの日　・回転寿司記念日
23	月	・勤労感謝の日　・いいファミリーの日 ・ハートケアの日　・お赤飯の日
24	火	・オペラ記念日　・かつお節の日 ・進化の日
25	水	・女性に対する暴力根絶のための国際デー ・OLの日　・金型の日
26	木	・ペンの日　・いい風呂の日 ・いいチームの日
27	金	・ノーベル賞制定記念日 ・更生保護記念日
28	土	・税関記念日　・太平洋記念日
29	日	・議会開設記念日　・いい服の日 ・いい肉の日
30	月	社会保険料納付期限（10月分）

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

RJプレス
労務ジャパン株式会社 TEL092-734-2353
福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300
VOL.118 2026年11月号
〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

《今月の特集①》残業45時間以内を求める「一律指導」の見直しへ

労働基準監督署による時間外労働の監督指導が見直されました。月45時間という数字だけでなく、健康・福祉確保措置の実施状況を踏まえて指導する運用になります。

はじめに

厚生労働省は2026年9月1日から、労働基準監督署による時間外労働に関する相談・支援および監督指導の運用を見直しました。

これまでは、時間外・休日労働の実績時間数のみに着目し、月45時間を超えている事業場に対して一律に「45時間以内への削減」を求める指導を行ってきました。今回の見直しにより、時間数だけを基準とした機械的な指導ではなく、36協定（時間外・休日労働に関する労使協定）で定めた健康・福祉確保措置の実施状況や、事業場ごとの実態を踏まえた指導へと運用が変わります。

背景

見直しの背景には、時間数のみを基準とした画一的な指導が、業種や職種によって実情の異なる労働時間管理の実態に必ずしも即していないという問題があります。2026年7月21日に閣議決定された「日本成長戦略」と「骨太方針2026」により指導の速やかな見直し方針が示され、これを受けて厚生労働省が運用を改めました。

変更内容

今回の見直しは残業時間の上限規制を緩和するものではありません。あくまで時間外労働の限度は原則月45時間・年360時間のままです。特別条項を設けた場合でも年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内などの上限規制はこれまでどおり適用されます。

変わるのは、監督署が事業場を指導する際の「着眼点」です。45時間という数字を超過していること自体を問題視するのではなく、その事業場が労使協定に基づいてどのような**健康確保の取組みを行っているかを重点的に確認するようになります。**

健康・福祉確保措置とは

36協定の指針では、特別条項を設ける場合の健康・福祉確保措置を、次のもののうちから協定することが望ましいとしています。

> 医師による面接指導、深夜業の回数制限、勤務間インターバルの確保、代償休日や特別休暇の付与、健康診断の実施、連続休暇の取得、心とからだの相談窓口の設置など

今回の見直しでは、これらの措置を協定書に記載しているかどうかにとどまらず、**実際に運用され、記録が残っているかどうかが監督署の確認対象になります。**特別条項付き36協定を締結していながら、健康・福祉確保措置が書面上の記載にとどまり実施されていない事業場は、時間数の水準にかかわらず指導対象として着目されやすくなる可能性があります。

企業に求められる実務対応

自社の36協定・特別条項の内容を確認し、健康・福祉確保措置がどの項目に設定されているかを再確認するのが出発点です。そのうえで、面接指導の実施記録、勤務間インターバルの運用状況、代償休日の取得実績など、措置を実施した証跡を残す体制を整えておく必要があります。単に協定書に措置を記載するだけで運用実態が伴っていない場合、見直し後もかえって指導の対象となりやすい点には注意が必要です。

まとめ

厚生労働省も、健康障害のおそれが高い場合は引き続き指導するとしています。監督指導の重点が「時間数」から「健康確保の実効性」へ移るものと捉えるのが適切でしょう。注目すべきは従業員の健康状態で、残業時間はその判断材料の一つです。この機会に、健康・福祉確保措置の内容と実施記録を点検しておきましょう。

RJプレス
労務ジャパン株式会社 TEL092-734-2353
福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300
VOL.118 2026年11月号
〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

《今月の特集②》精神疾患からの復職にかかるワークフローについて

精神障害の労災認定が７年連続で過去最多を更新するなか、休職からの復職判定の基準や、主治医への情報提供、指定医制度の整備など実務上のポイントを整理します。

はじめに

厚生労働省が公表した令和７年度「過労死等の労災補償状況」によれば、精神障害の労災認定件数は７年連続で過去最多を更新しました。出来事別ではパワーハラスメントが最も多く、企業規模を問わず、メンタル不調による休職・復職の対応は避けて通れない実務課題となっています。

休職からの復職を巡っては、判断基準のあいまいさや情報不足によるトラブルが起きやすく、就業規則の整備段階から手順を明確にしておく必要があります。就業規則に休職・復職に関する規定が置かれている前提で、復職判定の実務上のポイントを整理します。

復職の判断基準の考え方

多くの就業規則では「休職事由が消滅したとき」に復職できる旨を定めています。その判断は、休職前に従事していた業務を通常の程度に行える健康状態まで回復しているかどうかが基本です。ただし、ほかに配置可能な軽易な業務があり、本人がそれを申し出ている場合には、企業の規模や業種、配置転換の実情などに照らして復職の可否を検討する余地もあるとされています（片山組事件・最判平 10.4.9）

就業規則には、この判断基準を明文化しておくのが出発点です。

主治医への情報提供と指定医の活用

判断材料が主治医の診断書だけの場合、主治医が業務の実態を把握しないまま、復帰すべきでない状態で復職可能と診断されることがあります。

こうした事態を防ぐには、本人の同意を得たうえで、会社から主治医に「職場復帰支援に関する情報提供依頼書」などの書式で情報を提供します。復帰予定の業務内容、労働時間、職場の人員体制、対人関係など懸念される事項を具体的に伝え、そのうえで復職の可否や必要な配慮について意見を求める運用が有効です。

厚生労働省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」でもこの手法が示されており、情報提供依頼書などのひな形をあらかじめ様式集として整備しておくとよいでしょう。

目的は正確な診断を得ることですから、主治医には中立で客観的な事実を伝えます。

あわせて、産業医の意見も聴取し、見解が食い違う場合に備え、就業規則に「会社が指定する医師の受診を命じることができる」旨を規定しておくと対応根拠になります。産業医の意見に合理性を認めて会社の判断を有効とした裁判例（ホープネット事件・東京地判令 5.4.10）もあり、医学的な意見を得られる体制の整備は、会社にとって重要な備えです。

配置転換を伴う場合の同意

原職への復帰が困難で、ほかの業務への配置転換を伴う場合、職種や勤務地を限定する合意があれば、本人の同意が必要です（滋賀県社会福祉協議会事件・最判令 6.4.26）。あわせて試し出勤・リハビリ出勤制度を設け、段階的に業務量や勤務時間を本来の水準へ戻していくプロセスを規定しておくと、無理のない復職につなげやすくなります。上司・人事・産業医の三者で復帰後一定期間のフォローアップ面談を実施する運用も、再発防止につながります。

まとめ

復職ワークフローを実効的に機能させるには、就業規則に復職の判断基準・主治医への情報提供の仕組み・指定医制度の明文化が要です。早めの規程整備を検討したいところです。



RJプレス
労務ジャパン株式会社 TEL092-734-2353
福岡中央労務管理事務所 TEL092-734-2300
VOL.118 2026年11月号
〒810-0031 福岡市中央区谷2-14-8

年末調整 2026　改正対応に早めの準備を

令和８年度税制改正により、今年の年末調整は昨年に続いて大きく変わります。改正は令和８年分の所得税から適用されますが、11月までの毎月の源泉徴収に変更はなく、12月の年末調整で１年分をまとめて精算します。

年末調整 ここが変わります

① 基礎控除の引上げ：所得に応じて４万円程度引き上げられます（例：合計所得655万円超2,350万円以下は58万円→62万円）。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ：65万円から74万円に引き上げられます。パートなど給与収入が少ない人ほど影響があります。

③ 扶養親族の所得要件の見直し：給与収入のみの場合、扶養親族は年収136万円以下、配偶者特別控除は年収207万円以下が対象になります。

④ 生命保険料控除の拡充：23歳未満の扶養親族がいる場合、一般生命保険料控除の上限が４万円から６万円になります（令和８・９年分の特例）。

今のうちに準備を

- 給与計算ソフトや年末調整システムが改正に対応しているか、更新時期を確認する
- 扶養親族の年齢や今年の収入見込みを従業員に確認してもらう（昨年の申告内容をそのまま書き写さない）
- 新たに扶養の対象となる家族がいれば、扶養控除等申告書を出し直してもらう
- 令和9年1月から源泉徴収税額表が変わるため、切替えに備える

なお、税金がかかり始める年収の目安は178万円になりますが、社会保険の扶養の基準（原則130万円）とは別です。
※個別の税務のご相談は、顧問税理士にご確認ください。



中村聡子と申します。手続き業務を担当しております。
どうぞよろしくお願いいたします。

Q 出身地と地元の良いところを教えてください

A 長崎県出身です。幼い頃に五島列島に住んでいたのですが、高浜海水浴場の白い砂浜とエメラルドグリーンの海は、是非一度ご覧いただきたい美しさです。

Q 趣味を教えてください

A ドラマ鑑賞です。夜、子どもを寝かしつけた後に一人でじっくり観られる時間は、貴重なリフレッシュタイムです。

Q 好きな食べ物はなんですか

A パン全般が好きですが、特にクロワッサンが好きです。近所のパン屋さんは行きつくしたので、お取り寄せにも手を出してみようかと悩み中です。

まだまだ勉強が必要な日々です。丁寧な仕事を心掛け、少しでも皆様のお役に立てるよう頑張ってまいります。

当事務所について

一つ一つ厳正に、一人ひとりに誠実に。

労務ジャパン株式会社
福岡中央労務管理事務所



当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩１分です。
ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

〒810-0031　福岡市中央区谷2-14-8
TEL：092-734-2300　/　FAX：092-734-2301









地下鉄七隈線　六本松駅より徒歩約５分
セブンイレブンが目印です。

記事に関するご意見、ご感想等ございましたら mail@fukuokaroumu.com までお聞かせください。

従業員のみなさまの健やかな労務環境をサポートする社内報プレス　2026 年 11 月 1 日発行

すこやか労務月報

［11 月版］
No. 114

3つの C で、正しい防火を。

昨年 11 月 18 日に発生した大分市佐賀関の大規模火災から 1 年を迎えます。なかなか鎮火しなかった惨状は連日報道され、196 棟もの家屋が焼損する甚大な被害になりました。隣近所が寄り添って暮らせる復旧・復興を願うばかりです。

火災が増える冬季を前に 11 月 9 日～ 15 日は「秋の全国火災予防運動」になっています。近年ではモバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池からの発火も増加中です。

その対策には「3 つの C」が提唱されています。

① Cool choice …正しく選ぶ。

② Careful use …丁寧に使う。

③ Correct disposal with better recycling …正しく捨てる、

そして資源循環…です。ぜひ防火のためにご注意ください。



11 月の注意ポイント

- その 1　火の用心を徹底して消火器などの点検も !!
- その 2　乾燥シーズンの感染症予防にもご注意を !!
- その 3　早めのライト点灯など安全運転も徹底を !!